

第19号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書

どんなときに

- ・病院又は病床を有する診療所を開設し、当該施設の使用を開始するとき
- ・病院又は病床を有する診療所において、主に患者の使用する施設または病室等の構造設備を変更するとき
- ・入所施設を有する助産所を開設し、当該施設の使用を開始するとき
- ・入所施設を有する助産所において、入所室等の構造設備を変更するとき

いつまでに

使用許可が必要な施設を使用する2週間前

※保健所検査が必要な施設については、検査日について事前に協議ください。

申請に必要な書類

書類は正副2部提出してください。(1部は保健所提出、1部は届出者控え)

- ・第19号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書

＜申請者による自主検査の場合は以下の書類が必要です。＞

- ・その他2 自主検査結果届出書

＜診療用エックス線装置を設置する場合は以下の書類が必要です。＞

- ・漏洩線量測定結果表

※使用許可の内容により別途書類の提出を求める場合がありますので、事前に担当までお問い合わせください。

手数料

申請時に現金で納付してください。

＜病院＞

- ・保健所職員による検査の場合：43,000円
- ・申請者による自主検査の場合：18,000円

＜診療所＞

- ・保健所職員による検査の場合：22,000円
- ・申請者による自主検査の場合：9,000円

＜助産所＞

- ・保健所職員による検査の場合：16,000円
- ・申請者による自主検査の場合：6,300円

※病室等、申請者による自主検査ではなく保健所検査が必要な設備があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

注意・その他

- ・法人等開設施設の場合は、事前に開設許可または変更許可を得ている必要があります。
- ・申請書は建物の構造設備が使用できる状態に至っていることを確認したうえで提出してください。
- ・申請書の受付から許可まで2週間程度かかります。書類に不備または不足がある場合、再提出を依頼することがありますので、使用予定日まで余裕をもって申請してください。
- ・保健所職員による検査の場合、申請書受付日から10日以内で検査日を調整します。使用開始予定日までの期間が短い場合、検査が間に合わない場合がありますので、早めに申請いただきますようお願いいたします。
- ・施設検査の結果、施設基準等を満たしていれば、後日、保健所長により施設の使用が許可されますので、許可証を窓口で受領してください。
※使用が許可されるまでは当該施設を使用することはできません。